

令和6年度 千葉県における「いせえび千葉県海域」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（１）千葉県におけるイセエビの漁業実態

房総半島沿岸にはイセエビの生息に適した磯根が多く存在しており、全国でも有数の生産量を誇っている。千葉県におけるイセエビ刺し網漁は、各漁協の漁業権行使規則による規制のほか、千葉県漁業調整規則により採捕禁止期間（6月1日から7月31日まで）及び体長制限（13センチメートル以下の採捕禁止）の公的規制が設けられている。操業は共同漁業権に基づくイセエビ刺し網漁によって行われており、旬は4～12月となっている。（6～7月は禁漁）

（２）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組

①目標（千葉県資源管理方針に定める資源管理の方向性）

千葉県沿岸水産資源の資源評価において判断される中位以上の資源水準（刺し網漁業のCPUE（単位努力量あたり漁獲量）で6.9キログラム/日・隻を上回る資源水準）を維持する。

②該当する資源管理協定

「いせえび千葉県海域」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は、下表のとおりで、6漁協所属の約45名が、イセエビを対象とした、それぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となる協定は、1協定となっている。

協定	備考	協定	備考	協定	備考
東安房（白浜）	◎	新勝浦市		御宿岩和田	
鴨川市		勝浦		夷隅東部	

◎ 本検証の対象協定

③自主的取組

漁協及び千葉県水産研究センター（現、千葉県水産総合研究センター）の実証試験の結果、有効性が確認された小型個体保護のための目合拡大及び小型個体の再放流の徹底等に取り組んでいる。また、漁業者と千葉県水産総合研究センターとの共同調査による資源状況結果等に合わせ、資源管理の取組を実施している（取組一覧は、次ページ表のとおり）。

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考（該当する協定）
イセエビ刺し網漁業	◎ 休漁日の設定	毎週日曜日 8～10月の月夜回り旧暦15～17日	東安房（白浜） 東安房（白浜）
	◎ 操業時間の制限	5月1日から5月31日まで及び8月1日から9月30日まで：出港は午後4時、揚網は午前3時から午前8時まで、10月1日から3月31日まで：出港は午後3時、揚網は午前4時から午前8時まで、4月1日から4月30日まで：出港は午後3時、揚網は午前3時から午前8時まで	東安房（白浜）

◎ 協定に記載されている取組

（３）資源管理の効果の検証

本県におけるイセエビ漁獲量は、1955年以降緩やかな増加傾向にあり、2001年は過去最大の396トンとなった（図1）。県による令和6年(2024)度資源評価では、2023年の資源水準は高位であり、最近5年間の資源動向は増加傾向となっている（図2）。協定参加者による検証（以下、「自己点検」という。）では、漁獲量、CPUEは維持と判断しており、資源の増減は海洋環境の変化と感じている。また、魚価（単価）は、維持と判断している。

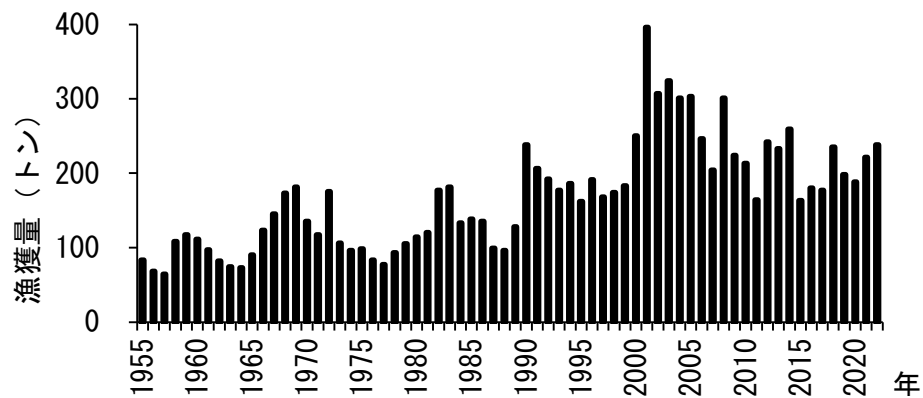


図1 イセエビ漁獲量の経年変化

（千葉県調べ）

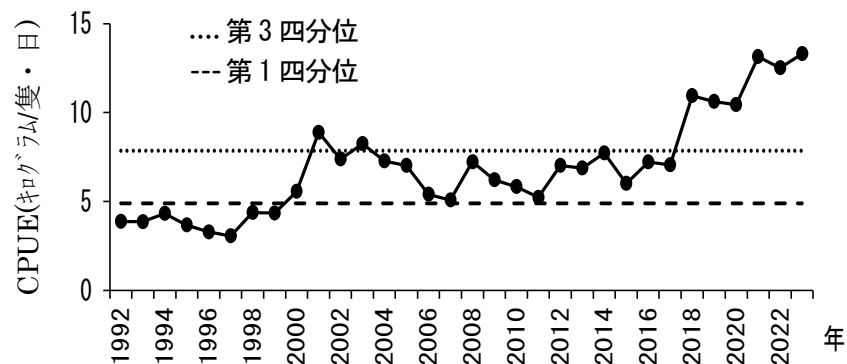


図2 イセエビ主要漁協の刺し網漁業 CPUE の経年変化

（千葉県調べ）

（４）効果を高めるための協定の改善・高度化の検討

イセエビの資源動向は、自己点検では維持と判断されているが、県の資源評価では近年、高位水準を維持しており、漁業者がこれまで実施してきた資源管理の取組が資源の維持の一助になっていると考えられる。一方、資源変動は海洋環境の変化と考えている。このため、今後の資源状況や海洋環境の変化に注視しつつ、引き続き現在の取組を継続することが重要と考えられる。